

リサイクルステーション

◇と き 3月5日(日) 午前9時～11時(時間厳守)
(時間外のは、お引き受けできません)

◇と ころ 旧日本ラインシュロス駐車場(太田橋東側)

◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限りです

◇回収品目 ①新聞紙 ②雑誌 ③折り込みチラシ ④段ボール
⑤紙箱(せっけん・シャンプー・リンス・たばこ・トイレトペーパーのしなど芳香剤加工した紙容器は再生紙ができなくなりますので回収しません)
⑥牛乳パック ⑦使用済み食用油 ⑧古着(春夏物衣料品、綿素材のもののみ回収します)
⑨アルミ缶 ⑩ペットボトル
⑪発泡スチロール・食品トレイ(色の濃い物[黒色・赤色など]や、表面がコーティングされた物[カップラーメンの容器など]、汚れが取れない物は燃えるごみに出してください)
⑫割りばし(洗って乾かす。竹ばし・塗りばし・焼け焦げたばしは回収しません)

※⑧の古着は、需要が少ないため今月までの回収となります

※時間帯によっては駐車場が混雑しご迷惑をおかけします。時間に余裕をもってお越しください



封書による架空・不当請求業者にご注意!

窓口は…消費生活相談情報

岐阜県消費生活センター

電話 058-265-0999

中濃地域振興局振興課

電話 25-3111(可茂総合庁舎内)



県消費生活センターには、はがきによる架空・不当請求に関する相談は相変わらず多く寄せられています。相談件数が多いものについてはインターネットで業者名の公表を行っていますが、最近、封書による架空・不当請求によるトラブルも多くありますので、その事例をお知らせします。

封書ははがきと異なり、通信販売を利用した際に、自動的に会員になっていると、未払い分の会費請求の通知が来たが、本当か。

◇事例2

通信販売を利用した際に、自動的に会員になっていると、未払い分の会費請求の通知が来たが、本当か。

◇事例1

請求内容が具体的に書かれているので、無視をしているのかという問い合わせが多数あり、中には、何度も請求書が届き、気味が悪いという人もあります。

昨日、封書が届いた。開封すると、「あなたは、過去にアダルトグッズを購入した事により会員登録もされているが、まだ会費を納められていない。早急に会費を納めないで裁判する」と書かれていた。2～3年前に、夫が私の名前でアダルトグッズを購入したことはあるが、会員になった覚えはないと言う。どうしたらいいか。

消費者への

アドバイス

書面には「無視を続け、支払わない場合は、少額裁判の執行、自宅への回収、信用情報機関への登録をする」などと、脅迫的な文言が羅列してありますが、いずれも、請求根拠はあいまい

で、文面は一方的なものであることから架空・不当請求と判断しています。

また、実際に取り立てが行われた事例も、当センターでは把握していませんので、何度請求されても、毅然(きぜん)とした態度で無視しましょう。

※消費生活で困ったことがありましたら、早急に最寄りの相談窓口にご相談ください